不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 管財課

				D W1 BA
	不利益処分の内容		庁舎への立入の制限	
	根拠法令等及び条項		栃木市庁舎管理規則第7条	
		根拠条項	栃木市庁舎管理規則第7条	
		参考事項		
		設定等年月日	平成22年 3月29日設定	
			平成26年 4月 5日最終変更	
		【基準】		

(立入の制限)

の管理のため必要があると認めるときは、その人数、時間又は場所を制限することが できる。

第7条 庁舎管理者等は、陳情等の目的で、庁舎に立ち入ろうとする者に対して、庁舎 処 分 基 準